

岩殿・南新井の 「堀カネノ池」と「判官塚」

磯貝 富士男

はじめに

本稿は、現在大東文化大学の敷地となっている東松山市岩殿の字南新井を中心とする地区（岩殿観音の背後の台地部分で、西から東側に向って傾斜している）の歴史を、その土地利用の面に焦点をあてて概観することを目的としている（この地区に関わる小字名としては重観山・南新井・長坂・北長坂などが知られるが、本稿では南新井地区と概括的呼び方をしている）。この地域の歴史を研究する方法としては、僅かに見出せる文献史料の考察が必要なのは勿論であるが、それに加えて、聞き取り、小字名などの地名の由来の考察、過去に存在していたことが判明する（現在も痕跡が残っている場合もある）遺蹟・遺物の検討など、諸作業を総合して進めていくべきであると考えられ、既に幾つかの作業を行ってきている¹。

この地域に残されていた遺蹟・遺物としては、当面、「旗塚」・「判官塚」・「堀カネノ池」が注目される。このうち「旗塚」についての基本的な事実は既に明らかにしてきたところである²。本稿では「判官塚」と「堀カネノ池」について、基本的史料を紹介するとともに、それら三遺蹟の考察から知りうるころの南新井中心地区の土地がどのように利用されてきたかという側面からの大雑把な歴史的見通しを試みようとしている。

1、判官塚について

(1) 問題の所在一記録と構築に関する伝承

ここで考察の対象とするのは、現在大学キャンパス最北端に位置する第二研究棟の北側に祀られている小祠である。この名称については、『新編武蔵風土記稿』（巻之一百九十一「比企郡之六」）や『武蔵志』（「比企郡」「岩殿」

の条) (享和二年1802以前に成立しているとされる) など、近世の地誌類からは「判官塚」のみが知られるが、現在の小祠正面にある石の鳥居には「比企太神」の石額が掲げられている。また、石造の小祠に向って左側にある「判官塚由来」の石碑(「昭和五十八年十月吉日建立」)には、建仁三年(1203)九月北条時政らによって鎌倉における比企能員とその一族が亡ぼされてから後に、この「判官塚」が作られるに至った由来について、次の如く記されている³。

建保六年(一二一八)頃、岩殿山に居た能員の孫員茂は、観音堂の東南の地南新井に塚を築き能員の菩提を弔ったと言う。何時の時代か比企太神として祭り崇め参拝するようになり、今日に至ったもの。このたび大東文化大学キャンパス開発造成工事に伴ない構内となるため、氏子一同相計り現在地に遷し祭る。(句読点を補い、送り仮名を訂正)

これによると、最初に構築されたのは建保六年で、その後いつの頃か「比企太神」の神号で祭られるようになったが、その時期については明確になっていないとのことである。この「太神」の読みについては「おおがみ」または「おおみかみ」の二つの可能性があげられるが(音読みでは「たいじん」か「だいじん」)、現在地元の方は「おおみかみ」の略称で呼んでいるようなので、これにしたがって「ひきおおみかみ」と読むことにする。この碑が移された昭和五十八年頃には、既に「比企太神」の名称が付けられた時期や事情については忘れ去られていたようである。この地に比企能員を祀る祠が作られたということはこの岩殿山地域と比企一族との関係を示唆するものであるが、この点について旧稿である程度の考察をしておき、ここでは立ち入らない。

ここでは、①建保六年の員茂建立説が何によったものか、②「比企太神」の名称が何時頃成立したものか、について知りうることを述べた上で、③この小祠が元あった場所について示すことにしよう。

(2) 建保六年員茂構築説の由来

この小祠が初めて構築された時の事情については、今のところ、修験三ヶ

寺に伝えられた岩殿観音の縁起に見える次の傳承が知られるだけである。

史料A「岩殿山正法寺縁由」のⅢ「その後の歴史」⁴

「于時建仁三年九月二日越後武蔵兩國の領主、比企藤四郎能員、北条時政のために自害仕給ふ。後のを比企判官と云ふ。今の観音堂東南、南新井に判官塚あり。其後ち能員の嫡子時員、父能員の菩提の爲めに當山觀音を再興の志願を發し、建保元年三月造營し岩殿寺と云ふ。此時より元日の開帳始まりぬ。此の時比企氏の^(マ)を^(マ)戸帳す。」

「建保六年比企藤四郎能員の一族員茂の上洛の砌り、能員妾腹の子にして西京に居る東寺の住圓顯のもとに行きし際に塚を築きしなり、後北面の武士となる。圓顯は當寺の小僧となる。能員平日信仰たてまつる處の辨財天を、清水堂に奉納仕給ふ也。下向の節、清水堂辨財天を造營仕給ふ。辨財天は能員の守り本尊也。」

引用したのは、既に考察している「毒蛇」退治伝説の記事に続く部分で（「坂上田村麻呂・利仁將軍」の龍蛇神退治伝説には、退治されたものを「悪龍」と呼ぶものと「毒蛇」と呼ぶものとの二系統がある）、退治したことにおける功力が認められて七堂伽藍が建立され繁栄したが、その後「星霜押し移り、兵火の爲に灰燼して、一山衰へたる事年久し」とあるのに続く部分である。一続きの文章を便宜上二つに分けて示しておいた。

まず前半の本文には、比企能員が北条時政らによって殺害された話と、彼の嫡子時員が父の菩提を弔うために、当山の觀音を再興し、建保元年（1213）三月岩殿寺を造營したという傳承が語られている。注目されるのは、割注に「後のを比企判官と云ふ。今の観音堂東南、南新井に判官塚あり。」とあることである。「後のを」の「の」と「を」の間には脱落があるかと思われるが、比企能員を後に「比企判官」と呼ぶことになったこと、彼を祭った「判官塚」が観音堂の東南の地、南新井にあることを伝えている点が注目されるのである。ただ、この傳承では、比企能員が自害したとする点、その嫡子時員が生き残って岩殿觀音を再興したとある点は、『吾妻鏡』が伝えるところとは相違しており、後述のように誤伝と見なければならぬだろう。

注目されるのは、後半に比企能員の一族とされる員茂の行動が記されてい

ることである。この本文には、彼が建保六年（1218）に上洛するに際して、能員が平生信仰していた弁才天を清水堂に奉納し下向した時に清水堂の場所に弁才天を造営したということが述べられ、その割注の部分で彼の上洛が東寺にいた円顕を頼ってのことで、円顕とは「能員妾腹の子」で彼が東寺の「小僧」（後述のように少僧都のことであろう）にまで出世したということと、員茂が円顕を頼って上洛する前に「塚を築きしなり」と記されていることである。

以上から、建保六年（1218）に比企能員の一族である員茂によって築かれたという伝承が存在して、近世にまで伝えられていたことが判明したであろう。前述の昭和五十八年十月に建立された「判官塚由来」の碑に記された建保六年員茂構築説は、この伝承によっているものではないかと考えられる。

これらの伝承記事は、建仁三年（1203）九月二日、比企能員一族が北条時政らによって滅亡させられてから以後の、遺族の動向に関するもので、比企能員の嫡子時員は父の菩提を弔うために、建保元年（1213）三月岩殿寺を再建・造営したこと、妾腹の子であった円顕が東寺の僧侶になったこと、一族の員茂が建保六年（1218）に比企能員が日頃信仰していた弁才天を祀り弁天堂や判官塚を造営・構築したという伝承を伝えている。問題はこの伝承の実否である。

この伝承の実否についての分析は鎌倉時代前期についての独自の検討が必要で、現段階では充分で決定的な史料を見出すことができないが、ある程度の検証は可能である。今知られるところでは、『吾妻鏡』とともに「三重県津市大園の比企よし氏所蔵」として採録されている「比企系図」が手掛かりとなる。『吾妻鏡』では比企能員と嫡子時員の名前をみることができるが円顕や員茂の名をみることができない⁵。これに対して後者には比企能員以後の人物として時員・円顕・員茂の三名が掲載されているが、彼等に関する記述において若干の異同がある。以下、この「岩殿山正法寺縁由」と、『吾妻鏡』や「比企系図」⁶が記述するところの異同について見ておこう。

まず比企時員の記述については、「岩殿山正法寺縁由」・『吾妻鏡』・「比企

系図」の総てにおいて能員の嫡子とされており、特に『吾妻鏡』では將軍頼家の従者としてかなりの頻度で登場していて、実在したことについては疑う余地はない⁷。しかし問題は、「岩殿山正法寺縁由」においては、時員が父能員の菩提のために岩殿観音再興を志し建保元年造営しそれを岩殿寺と言ったとされている点で、『吾妻鏡』によると時員は父が殺された直後に、攻め込まれた鎌倉比企が谷で自害（実質的には討ち死に）しており、この点は「比企系図」も同様なのであって、史実には合わないだろう。比企氏の乱後における岩殿観音の経営主体は別人でなければならない。ただ「岩殿観音再興」がそれ以前のことであるとすると話しは違ってくるが、これは当面の問題からははずれる。

次に円顯については、「岩殿山正法寺縁由」では員茂の上洛に関する記載の割注において「能員妾腹の子にして西京に居る東寺の住圓顯のもとに行きし際に塚を築きしなり、後北面の武士となる。圓顯は當寺の小僧となる。」とあるのが手掛かりとなる。彼が、能員の妾腹の子であること、西京に住んで東寺の住僧であったことが示されているのは「比企系図」と矛盾しない。最後の「當寺の小僧となる」という記載の「小僧」をそのまま受け取ると意味不明であるが、本来は「少僧都」と記すべきところを、「少」の字において1画省略され、「都」の字が脱落したものと理解できるとすると、意味が鮮明になってくる。東寺において到達した地位の最終が僧綱の「少僧都」であったと理解できることになる。（僧官は、令制では僧正・僧都・律師があったが、後には各宗派でもおこなわれるようになり、それぞれ、僧正は大僧正・僧正・権僧正に、僧都は大僧都・権大僧都・少僧都・権少僧都に、律師は正律師・権律師に、分かれるようになる⁸）。「比企系図」には、右側に「伯耆法印住東寺」、左側に「後鎌倉山内之証菩提院ニ住ス、父能員被誅時二歳、時母ト共ニ配流、七歳ニテ從配所阿波国帰出家、東寺ニ住真言之学匠也」とある。東寺の住僧でありその名を「伯耆法印」と言ったこと、「真言之学匠」であった事等は「岩殿山正法寺縁由」と矛盾なく対応しうるものとして受け取る事ができる。特に「真言之学匠」とあるのは彼の学問面からの言い方で、「岩

殿山正法寺縁由」で想定した「少僧都」とは彼が僧として到達した最高の公的地位を伝えたものとして理解できるであろう。これによって、円顕は能員が殺された時二歳で母と共に阿波国に配流されていたが、七歳の時に出家し東寺の住僧になったことなど、貴重な情報を知ることができる。

なお『吾妻鏡』では円顕の名を直接的に記すところはないが、『吾妻鏡』建仁三年九月三日条は比企一族討滅の翌日になされた処置に関するものとして注目される。「三日戊辰。被搜一求能員与党等。或流刑。或死罪。多以被糾断。妻妾并二歳男子等者。依有好。召一預和田左衛門尉義盛。配安房国。……」とあり、能員の「妻妾并二歳男子等」がいったん和田義盛に預けられた後に安房国に配流されたことを記している。能員の妻や妾、また二歳の男子が生き残り、一旦安房に流されたとされているのである。「～等」とあるのはその他にもいた可能性があるが、断定はできない。注目されるのは「二歳男子」とあることで、この人物こそ「岩殿山正法寺縁由」「比企系図」が伝える円顕のことで、前者によって彼の母は妾の方であったものと理解できるだろう。なお、彼が母と共に配流された先は「比企系図」では阿波国（徳島県）とされているが、『吾妻鏡』の方では同じ発音の安房国（千葉県南部）とあり、問題は残るがどちらかの国に配流されて生き延びたことは認めてよいであろう。また「比企系図」に、円顕について「後鎌倉山内之証菩提院ニ住ス」とあるのは、東寺に住んでいた後のことなのか、「七歳ニテ従配所阿波国帰出家」の「後」のことなのか、判然としない書き方で問題となるところであるが、川島町中山金剛寺蔵「比企氏系図」では、最後に記されており、晩年のことと理解できる⁹。

問題の、塚を築いたとされる員茂についてであるが、このことを伝える史料としては今のところ、現在の石碑が依拠したと推測される「岩殿山正法寺縁由」以外には見出せない。「岩殿山正法寺縁由」では、建保六年員茂の上洛に関する記載の割注において、この上洛に当たって塚を築いたこと、後に北面の武士となったことなどが記されているのである。

この員茂（比企次郎）について、『比企系図』では、能員が殺された時に

母の胎内にあり比企郡の民間に隠れて出生したとされているが、『吾妻鏡』では全く記すところはない。しいて最も近い記述を探すと、前述の『吾妻鏡』建仁三年九月三日条が語る、「妻妾并二歳男子等」が一旦和田義盛に召預けられた後に安房国に配流されたという記事があるにすぎない（「召－預和田左衛門尉義盛。配安房国。」）。もしこの「妻妾并二歳男子等」の「等」に含まれるとすると、比企郡内で出産するのはありえないことで、辻褄が合わなくなる。ただ、能員の妻や妾達が生き延びていることは確かであるから、その他に嫡子時員の妻または妾が比企郡に隠れ住んでいた可能性はありうるものかと思われる。

したがって、員茂についての「比企系図」¹⁰の記事は『吾妻鏡』特に建仁三年九月三日条と矛盾するところはなく、また「岩殿山正法寺縁由」の記事は「比企系図」が語る記事と矛盾するところはないのである。今のところ、員茂が上洛に際して塚を築いたという伝承を否定する根拠をみいだすことができないということになるだろう。ただこれは『吾妻鏡』と「比企系図」と対照できる点からの検証に過ぎない。今後他にもっと詳しい史料を見出せた場合、矛盾点が出てくる可能性は残しているが、今のところ員茂構築説は否定されてはないというべきである。

『比企系図』によって員茂（比企次郎）の出生以後の経緯について見ておこう。まず、「比企岩殿観音堂之別当養育而為児」とあるのは、観音堂の別当に児（ちご＝稚児）として養育されていたということであろう。建保六年（1218）十七歳の時、員茂は伯父円頭を頼り上洛して、その助成を得て順徳院に奉仕する北面の武士となったが、承久三年（1221）の承久の乱後順徳院が佐渡に配流されたため、院の「御跡」を慕って越後国寺泊に移り住み、そこで名号を寺泊兵衛尉と改姓したという。なお、彼の息子である小太郎員長については「於越後国出生」とあるが¹¹、能員の娘若狭局（鎌倉比企が谷で共に死んでいる）が産んでいた娘（二代將軍頼家の娘でもある）が後に摂家將軍藤原頼経の妻「竹御所」となり比企郡・吉見郡を領地とした関係で、その一族として越後から比企郡に帰って居住するようになり、その子孫は比企

郡に居住したと、記されている。ありうる話である。員茂は越後の寺泊に骨を埋めたが、その息子の員長以後の子孫は比企郡に還住した事が知られるのである。なお、『比企系図』の記載順では、員茂は円頭の子の位置に置かれているが、注記にまず「実者時員男也」とあり、さらに円頭を頼り上洛しその援助を受けたことが記されているので、彼の実の父は、鎌倉比企が谷で討ち死にした比企能員の息子時員であって、伯父にあたる円頭を頼りその養子となったと考えることが可能であろう。比企能員と一族が亡ぼされた後、生き残った者達が助け合ってその後を生き抜いていった事情が読み取れる。

『比企系図』ではこの員茂・員長以後近世に至る人物の存在を伝えているが、員茂が判官塚を築いたという事情を伝えるものはない。員茂が塚を築いたという事情を伝えるのは、「岩殿山正法寺縁由」のみで、現地に即した記録でなければありえない所といえよう。おそらく、比企郡に還住した員茂の子員長の子孫に語り継がれたもので、中世後期（1363年の岩殿合戦以後）に岩殿観音の構成主体となっていた住僧達の間でも知られるようになっており、後に修験三ヶ寺の縁起「岩殿山正法寺縁由」に記録されることになったのであろう。

(3) 「判官塚」と「比企太神」の名称について

① 「判官塚」の名称

次に「判官塚」と「比企太神」の各名称について、どの時期までさかのぼる事ができるかという点についてみておこう。

史料B『武蔵志』（享和二年1802以前に成立しているとされる）「比企郡」「岩殿」の条¹²

「又南ニヂウクワン塚ト云有 何人カ不詳 又右ノ山ニ判官塚アリ 比企判官能員追福ノ塚ナルヘシ 又南半里ハカリ下リニ 望月ト云在所アリ 枝郷なり 此辺ノ原ヨリ堂辺ノ原マテ平ニ続キタル稜野ナリ 塚ノ数百余アリ 土人簞塚ト唱フ 官軍武家方ヲ討シ時ナルヘシ 塚並ハ網スル筈ニ似タリ 堂前ノ下町ハ谷間ニテ長五丁アリ、比企系図ヲ見レハ別当ハ山伏ナリ 今ハ寺ナリ」

引用は、「墨跡」に関する記述に続く部分である。この記述から、十九世紀初頭段階に「判官塚」の名称で呼ばれる塚が存在し、それは「比企判官能員追福ノ塚」であると信じられていたことが判明する。

史料C『新編武蔵風土記稿』（卷之一百九十一「比企郡之六」）¹³

「判官塚 比企判官能員カ追福ノ爲ニ築キシモノト云傳フ。サレト由來詳ナラス。」（原文には句読点はないが、補う）

史料Cも、Bと同じく、十九世紀前半段階で「判官塚」の名称と、それが「比企判官能員カ追福ノ爲ニ築キシモノ」という伝承が伝わっていたことを示す。これに対して、この二つの地誌からは「比企太神」という名称をみることはできない。「比企太神」という名称は、近世に成立していた縁起類や地誌類からは確認できないのである。このことは現地で古くから伝わっていた名称は「判官塚」の方で、「比企太神」という名称は近世末以後になって付けられたものである可能性が高いことを示すものであろう。それはいつの頃のことだろうか。

②明治初年神道国教化政策での名称変更について（「判官塚」→「比企太神」）

筆者は、以下の理由で、近世には「判官塚」の名称で知られてきた小祠に「比企太神」の神号が付与されたのは、慶応四年（1868、九月八日明治改元）三月の「神仏判然令」（十七日に諸神社の別当・社僧に還俗を命じ、二十八日に神社から仏具・仏像等を除去するよう布告）¹⁴に始まる神道国教化政策において、鎮守神の独立・習合神における菩薩・権現号の剥奪、等の諸施策が強行される中で行われたものである可能性が高いと考えている。岩殿南新井の判官塚に関しては、この神仏分離令等による神道国教化政策の実施が、どのように展開したかに関しての直接的記録を見出す事はできないが、明治二年正月に、久保勝豊が記録した別の地区における記録「神仏混淆廢止神社改号記」が参考になる¹⁵。

まず「御幣神体共不殘取出候、并正一位之神位迄相破り村役人エ申付、焼キ捨被仰付候、実以此度ハ出家方ハ見るニ不忍気毒之至也」とある。仏教寺院から神道的要素を取り除くために、御幣や神体を残らず取り出し、正一位

の神位などまで破って、村役人にそれらを焼き捨てさせることを命じたというのである。これに関しては、久保勝豊は「見るに忍びず、気の毒の至りである」という仏教関係者（＝「出家方」と表現）に対しての同情の念を記している。次に、「覚」として、「神仏混淆御廃止之旨、従 天朝被仰出候間、右御改メニテ、左之御出張、村中小祀ニ至迄、巨細御祭替被遊候」とある。神仏混淆を廃止するため、「天朝」からの命令が出されたのであるとして、村内の神社やそれに準じる小祠までもも祭り替えさせられたとある。また役人の来村に関して、「巳四月廿八日朝辰刻ヨリ 昼午之刻迄御改メ有之」、「社寺民政懸り役人 桜井段次郎殿 上下式人」、「神社御改役人 岡村覚太郎殿 上下式人」と記録されている。四月二八日の朝辰刻から昼の午刻まで役人の「御改め」がなされたというのである。「社寺民政懸り役人」は「桜井段次郎殿」でもう一人の役人を伴っていた。「神社御改役人」は「岡村覚太郎殿」でやはりもう一人の役人を伴っていた。そこで「御神号改名」が命令されたのだが、それによって行われた、次の十一社の「神号」の改名事実が記録されている。

八幡宮→八幡大神。大神宮→神明社。春日大明神→春日大神。牛頭天王→八坂大神。

小御嶽石尊大権現→御嶽大神。白山大権現→白山大神。稻荷大明神→伊奈利大神。

金毘羅大権現→琴平大神。天神宮→天満天神。富士仙元（ママ）大菩薩→浅間神社。

山神宮→山神社。

これらを示した後に、「右合テ十一社御神号御下ケニ相成申候、奉書之紙ニテ一社毎之御切紙ニ有之候」とある（その後に続く「此外」の指示については省略）。ここで注目されるのは、八幡宮・春日大明神・牛頭天王・小御嶽石尊大権現・白山大権現・稻荷大明神・金毘羅大権現の七つが、名称の最後に「大神」がつけられた、八幡大神・春日大神・八坂大神・御嶽大神・白山大神・伊奈利大神・琴平大神、の神号に改名されていることである。ここ

においては、大神宮→神明社、天神宮→天満天神、富士仙（ママ）元大菩薩→浅間神社、山神宮→山神社、の四例以外の七例もが「～大神」となっており、「～大神」という神号が付けられる例はかなり多かつたらしいことが知られる。この事例は、その地域を確定する記述を見出せず、断定的なことは言えないが、文書の出典として「熊谷市佐谷田 久保勝之氏寄託 埼玉県立文書館収蔵」とあるので、熊谷市の佐谷田地区（熊谷駅の東南東側の上越新幹線や高崎線に沿った地域）のものであろうか。

この事例は、神仏分離政策にともなう神号改名の際において、末尾に「大神」の名称を付するのはかなり一般的なことであったことを示している。熊谷市から遠くない岩殿山地域でも同様な基準が適用され、近世の地誌においては「判官塚」と呼ばれていた小祠に「比企大神」という神号が付与され、鎮守社とされたものと推定されるのである。なお岩殿の場合「比企太神」と、「大」ではなく「太」となっており文字表現が特殊であるように見える。上述の事例で政府側から命令されたところでは明らかに「大神」となっており、本来は「比企大神」とすべきであったが、「太」の字も許容範囲であったのだろう。「太神」も「大神」も、読みはオオミカミとして、文字表現は相互転換が可能であったものと考えていいだろう。なお、伊勢神宮については、今日通常「伊勢大神宮」と記すが、中世においては「伊勢太神宮」と記すのが一般的で、明確に区別する必要があるようだが、岩殿の「比企太神」の場合は地元側での選択の結果なのかもしれない。

この時、道祖神、道陸神、庚申塔、青面金剛などを塞神と改めさせ、二十二夜・二十三夜塔、地藏菩薩、馬頭観音など「仏碑之類」を総て仏地へ引き取らせる措置がとられていたのに対して、御霊信仰がまとわりついた塚であった判官塚が「比企太神」と、神に格上げされたのは、やはり地元の人々の意思が働いていた結果であろう。

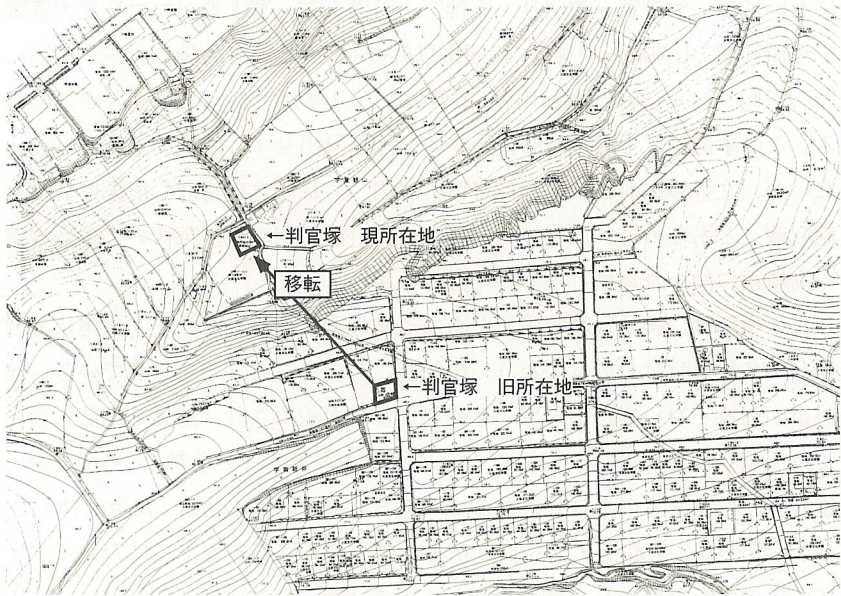


図1 (東松山管理課蔵)

(4) 判官塚の旧所在地について

この小祠は、現在校舎の最も北側にある第二研究棟の北側に鎮座しているが、これは大東文化大学東松山校舎建築のために元あった場所から移転したものである。ここに置かれている御影石の小祠は、移転時に新築されたものだが、その側に放置されている黒っぽい小祠は、旧地にあった時のものであろう。問題は、その旧所在地はどこであるかという点である。

まず、かつての所在地のあり方については、東松山管理課が所蔵している建設前の状態を示す地図から見る事ができる(図1、2)。下りになっている道の左側に鳥居の印があり、何段かの階段を上ようになっていく四辺形の場所である。道に接する形でやや菱形の四辺形に盛土がされた所に祀られていたものであろう。現在のあり方としては、第二研究棟の北向きの部屋から見下ろす低い位置にあるが、本来の姿は、道路から階段を上る位置にあって道からは見上げる形になっており、やはり信仰の対象として今とは違う雰

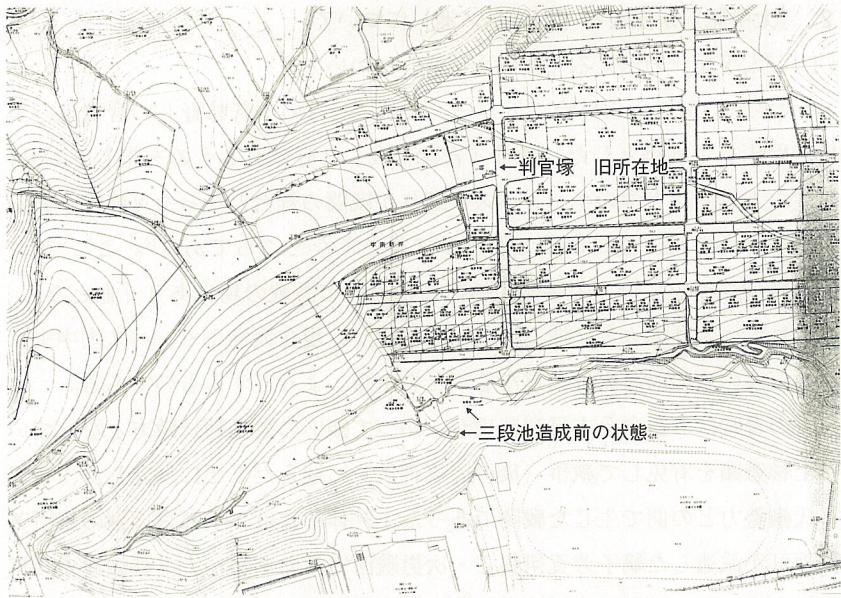


図2 (東松山管理課蔵) 大学建設前の状態

囲気をかもし出していたというべきであろう。

この場所は現在のどこに当たるのであろうか。校舎建設前の状態や道の位置は、現在とは全く違って、判官塚の横を通っていた道も現在の通とは違う所を通っていたのである。管理課の城山康雄氏にお願いして現在の校舎や道の位置との関係が分る地図でその場所を明示していただいた。8号棟に若干重なるがその北側の植込みや道にはみ出る場所に当る。8号棟の校舎・植込み・道路と三部分にわたっていることになるが、主要部は植込みにあたる場所となるといえるであろう(図3)。なお、城山氏からは、移転先の現在地は以前熊野神社が所在していた所で、この判官塚の移転のため熊野神社は別の所に移転することになったという事情を聞いている。その熊野神社は、現在、岩殿観音への参道の西北側に並行に突き出るように走る尾根上にある。岩殿観音の参道沿いにある法印坊の看板のある敷地の脇(西南側)の小道が熊野神社の参道となっており、その先を登ると熊野神社に行き当たる。

2、『太平記』が伝える「堀カネノ池」について

(1)『太平記』の伝える「堀カネノ池」について

『太平記』が伝える貞治二年（一三六三）八月の「苦林野」の合戦は、実は岩殿山を主戦場とした、通常「岩殿合戦」と呼ばれるものを指しており、現在の大東文化大学のキャンパスの辺りが戦闘の舞台となった可能性があることについては、既に旧稿で明らかにしてきたところである¹⁶。ここでは、この戦闘についての『太平記』の記述において激戦の場にあり「血となる」とされている「堀カネノ池」のあった場所が、現在大学キャンパス内中央にある三段の池の場所にほぼ重なることを主張しようとするものである。

この合戦は、鎌倉公方足利基氏が、かつて観応の擾乱期に敵方となっていた上杉憲顕を宥免して執事（後の関東管領）に迎えたことに反発した、宇都宮氏綱勢力との間で生じた戦闘であった。具体的には、宇都宮氏綱の家臣芳賀禪可が派遣した嫡子芳賀伊賀守・次男駿河守らの軍勢が、上杉憲顕の関東復帰を阻もうと謀り武蔵国比企郡岩殿山に立て籠もり鎌倉公方に敵対したため、公方の討伐を受けた時の戦闘である。この合戦については、次の戦闘場面の記述が注目される。

「切テハ落サレ、マク（ツ）ツマクラレツ半時許戦テ、両陣互ニ地ヲ易、南北ニ分レテ其迹ヲ顧レバ、原野血ニ染テ草ハサナガラ緑ヲカヘ、人馬汗ヲ流、堀カネノ池モ血トナル」という最初の激戦の後、双方が味方の犠牲者を数えた結果として、「共ニ其兵ヲ見ルニ、討レタル者百余人、被レ疵者數ヲ不知¹⁷」と記されている。

すなわち、「堀カネノ池モ血トナル」という記述によって、「堀カネノ池」という名称を確認できるのである。『太平記』におけるこのような華々しい戦闘描写は、旧稿でも述べたように、英雄的な戦いを描くことによって、死者達の霊を慰め鎮魂しようと言う意図が働いていると思われ、叙述内容は割り引いて受けとる必要性のある場合が多いだろう。またこの戦闘の舞台を苦林野として双方入り乱れて白兵戦を戦ったように描いている点も、現実とかなりかけ離れている可能性が高いだろう。しかし、「堀カネノ池モ血トナル」

というような記述は外に見ることはできず、実際に、この戦闘の現場の状況が、『太平記』の作者を含む当時の人々に伝わっており、その情報を踏まえたものである可能性が高いと考えられるのである¹⁸。

筆者は旧稿で次の諸点を明らかにしてきた。①この合戦は、岩殿山に立て籠もった芳賀勢を公方が包囲して陥落させた戦いであったこと。②立て籠もった兵を強引に攻める時攻撃側の犠牲が大きくなることはよくあることで、攻撃側にも多数の死傷者が出た可能性は高く、『太平記』が伝える双方の犠牲が「討たれたる者百余人、疵を被る者数を知れず」ものであったという叙述は事実を伝えている可能性が高く、攻撃側の戦死者は百人前後であったと考えられること。③池の東南側に並行に伸びる尾根の端（今のバス道路に沿った辺り）に列立して並んでいた塚の数が百前後であったことは、ここで想定された戦死者の数にはほぼ合致しており、岩殿合戦における勝利した攻撃側軍（＝官軍）の戦死者を祀ったものである可能性が高いこと。④この塚は、近世後期から昭和の頃まで地元では「旗塚」の名で呼ばれていたこと。なお、この地は南新井地区の端にあたり、大学建設直前の時期の小字名は長坂・北長坂であった。

ここでの想定を裏付ける上で重視すべきなのは、この池が、その旗塚が並んでいる所から見下ろされる位置にある点である。戦死者を祀る塚を作る場合、彼らが戦った主戦場を見下ろすことができる場所を選定することは極めて自然な成り行きであると考えられることができる。このような関係において、主戦場と戦死者を祀る塚の場所とは一つの組み合わせにおいて理解できるのである。したがって、この池を見下ろす尾根筋に旗塚が並んでいたという事実と、その場所から見下ろす場所に現在も池が存在することは、正にその池の場所が『太平記』（巻三十九）が激戦地として語る「堀カネノ池」に当たるという想定が可能になってくるのである。『太平記』（巻三十九）が語る「堀カネノ池」とは、正に現在の図書館や講堂の北側の谷間に続いている三段の池の場所に当たるといえよう（図3）。勿論今の池は大学キャンパス建設に即して作られたもので、大学建設前の地図によると谷間に小さな川筋を見出す

ことができるように(図2)、当時はさらに違う様相を見せていたものと思われるが、地形から見てこの場所に相当することだけは確実であろう。

では、「堀兼の井(戸)」とはどのようなものであろうか。筆者は、これを、本来は、歌枕にしばしば登場するように、都人からも武蔵野の風物詩として知られてきた「堀兼の井(戸)」に当たるものと考えている。岩殿合戦の時代には既に使用されなくなったためなのだろうか、管理状態が悪化して周囲に水が溜まってしまい、池状態になってしまったものと思われるのである。現在の池は三段になっているが、大学キャンパス建設前の状態が分る地図(図2)を見ると池状態ではなく、谷底に少なくとも二段の川筋を確認できる程度であるが、かつては「堀兼の井」と呼ばれた井戸が設けられていた可能性を想定できるのである。その井戸については、最上段だけであったのか、或は低い段の方にも設けられていたのか断定しかねるが、少なくとも最上段には存在していたとみななければならないだろう。

(2) 堀兼の井の一般的考察

このような井戸が掘られるのは台地上においてであって、台地に接する低地側では掘る必要がないものである。台地や丘陵の上にあって、かなり掘り下げなければ水脈にたどり着けない場所で必要となるのである。このタイプの井戸は、筒状に井戸を真下に向けて掘り貫ける技術が確立する以前のあり方を示すもので、まず漏斗状或は擂鉢状と表現されるような大穴を掘り、その底まで降りてきてさらに真中あたりに水脈まで届く井戸が掘られるという構造になっている。これが、この場所に存在することは、かつてこの地にある程度の数の人々がかなりの権力を有する人の下で生活していた事を予測させるもので、この地区の歴史を考える上でも重要な手掛かりとなる。以下、「堀兼の井」について、一般的に考察することによって、この点を考える手掛かりを得ることにしたい。

①名称・事例について

「堀兼の井(戸)」とは、武蔵野に特有な井戸として、他に「まいまいず井戸」とか「七曲の井(戸)」の呼び名も伝えられているが、後述のように、平安時

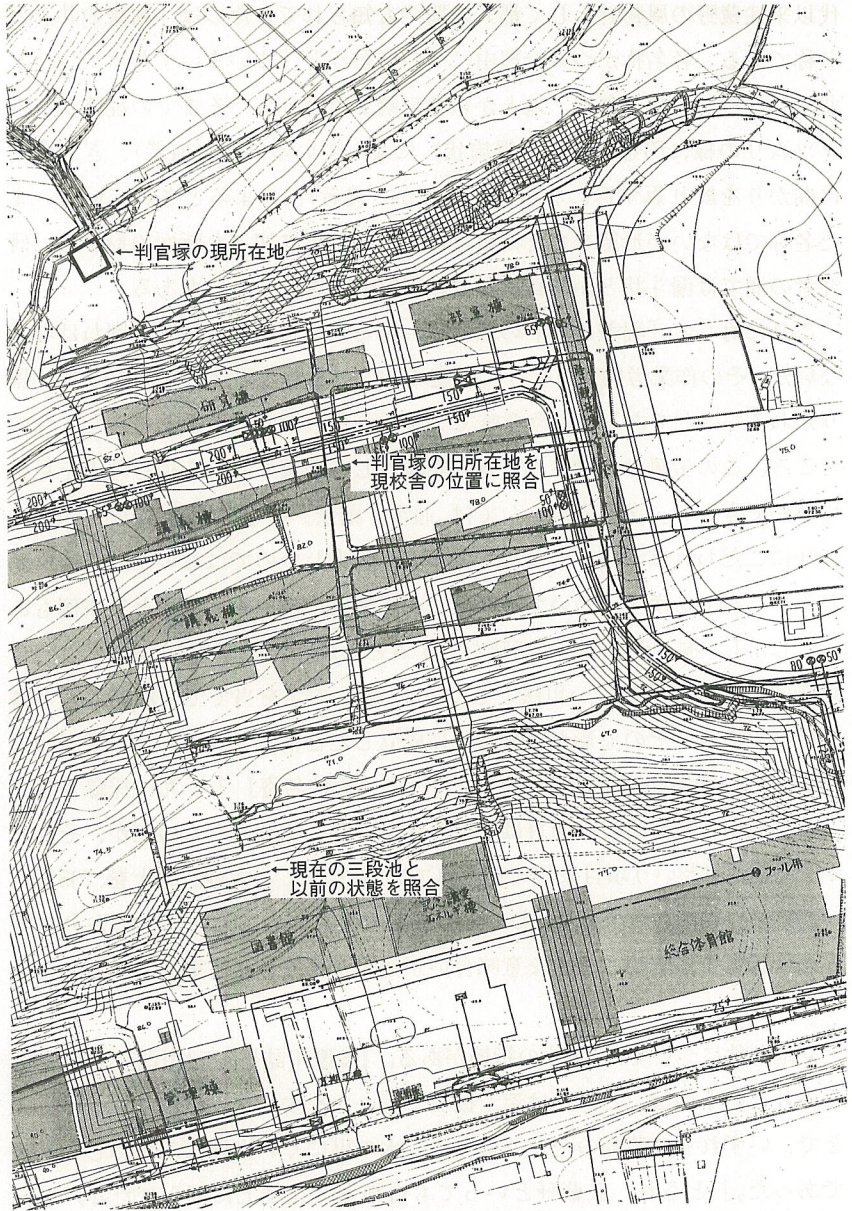


図3 (東松山管理課蔵)

代以来武蔵野の風物詩として都人の間でも知られてきたのは「堀兼の井」の名称である。各名称がついた理由について言うと、「まいまいず井戸」とか「七曲の井(戸)」の呼び名は、地上から井戸端まで降りてくるまでの経路が、カタツムリのように円を描く形(螺旋状)になっているのか(前者)、ぎざぎざに曲がりを繰り返す形になっているのか(後者)、によるとされている。また名称ではないが形態をたとえる言い方として縦に切った断面の形から、研究者の間では漏斗状とか播鉢状などの形容がなされることもある。

これに対して「堀兼の井」の名称は、作るために地面を掘り下げねばならないが、その作業労働があまりに大変であることから付けられたもので、“掘りかねる”ほどであるという意味でつけられたものと理解されてきた。今のところ、この労働の困難さからきた表現として理解するのを拒む理由を見出す事ができない。漢字表現としては、通常、「堀兼」の字が使用されているが、意味にこだわれば「堀」ではなく掘の方が相応しいのではないか。また「かねる」に当てる漢字については「兼」が圧倒的に多いが「金」と記す例もある。しかし「掘りかねる」の意味だとするとそれらではややかけ離れている。意味的に最もふさわしい用法としては、「難」の字を当てて「堀難井」と書く場合である。その原形が鎌倉時代に成立したと推定されている(撰者は二条家に近い立場の地下の者かと言われる)『歌枕名寄』千十九に採録されている5452から5455までの四首は「ほりかねの井」を詠んだものだが、それらが「堀難井」という項目表現で括られていることは(『大観』第十巻、735頁)、「堀難井」と書いて“ほりかねのい”と読ませていたことを示しており、掘るのに苦勞するというような意味合いが込められている言葉であるといえよう¹⁹。

立地条件については、多くの指摘がある。『多摩川誌』第7編民俗では²⁰、「堀兼の井というのは、どれだけ深く掘っても、たやすく水の出ない井ということで、いずれも武蔵野の台地のように、水の得にくい土地にふさわしいものであった。」とされ、武蔵野といっても台地上、丘陵上に掘られた井戸であることを指摘している。台地に接する低地側では、このような井戸を掘らず

とももっと簡単に水にありつけるものである。

「堀兼の井」の事例としては、現在でもある程度数が知られているが、特に、埼玉県狭山市北入曾1366番地、常泉寺観音堂境内の「七曲井」（鎌倉街道沿い）や、同市堀兼2220番地堀兼神社内の「堀兼の井」（鎌倉街道堀兼道沿い）などは有名である。先行文献や『ウィキペディア』などでは、次も挙げている。

東京都羽村市五ノ神1-1五ノ神神社内 「五ノ神まいまいず井戸」

東京都府中市、府中市郷土の森博物館 復元まいまいず井戸。武蔵国府関連遺跡において五つの大きな井戸が発見されているとのこと。

東京都青梅市新町2-27大井戸公園内 「青梅新町の大井戸」 古青梅街道と今寺道（秩父道）との交差する位置にある。

東京都あきる野市淵上330開戸センター内 「淵上の石積井戸」。

②井戸の構造から

このような井戸については、考古学上では、技術的に円筒形に掘り下げることが出来ない段階の井戸のあり方を示すものとして 若干の事例の提示とともに触れられる事もあるが、岩殿の事例は全く知られていない。井戸に関する通史叙述で全く考慮に含まれていない場合もある。現時点で見出せるものとして秋田裕毅〔大橋信弥編〕『井戸』での指摘がある²¹。

秋田氏は、このような井戸を大雑把に、「井戸枠を持たず、ただ地面を掘っただけの井戸」として「素掘り井戸」の分類の中に入れ、特に関東に見られる「螺井（まいまいず）」とか「七曲井」と呼ばれる井戸について二つのタイプを紹介している。（氏にあっては「ほりかねの井」の呼称に触れてなく、平安時代以来の文字資料を利用してない点に限界がある）。

一つは東京都羽村市五ノ神熊野神社の、地下水面まで十二mにも及ぶ螺井で、「開鑿年代は明らかでないが、構造から見て近世以降のもの」と考えられる。「井戸の口は矩形で各辺は一六・五米及び十四・三米もあり、挿鉢の斜面は三〇度で、地下四米の所に方七米の底面があり、そこまで螺旋状の小径でおりられるやうになっている。この中央に深さ八・三米（昭和十五年三

月十五日、水面迄七・五米)の玉砂利で囲まれた釣瓶井戸がある。蓋し崩れ易い砂礫層を鉛直に掘るのに苦しみ大きく窪地を作ったのであろう。全体の深さは一二・三米で近頃出来た近くの釣瓶井戸の深さ(一二・三米)と一致する。]186頁

もう一つは、「平安時代まで遡るとされる」埼玉県狭山市の七曲井である。「この井戸は、短径が約九メートル、長径が約一三メートルの隅丸の菱形をしており、地表面から水溜りの木枠上端までは一〇・五メートルある。水溜部は、径約三メートルで、松の丸太材を用いて一・〇五×一・三〇メートルの枠を組んでいる。深さは約一メートルと推定される。水溜には、S字状の小径を左右に曲がりながら降りる。傾斜は上で緩く、下位では急となるが、おおむね四五度前後である。螺井は狭山市周辺に集中してみられる。この地域では地表から一メートル前後掘ると崩れやすい砂礫層となっており、井壁を黒色土と数センチ大の平石を混ぜて衝き固め、崩壊を防いでいる。出土した遺物などから、平安時代に開鑿され、その後何度も改修されて現在のような規模になったとみられている。]188頁

秋田裕毅氏が挙げたこの二つのタイプは、両方とも地表面から井戸端までは漏斗状(播鉢状)に掘られた大穴の傾斜を下っていかねばならないものであるが(このことから「まいまいず」とか「七曲」とかの呼び名がついた)、基本的相違点はその井戸端から水溜りの底までの深さ(距離)である。近世に作られたと推定されている前者は、地表面から井戸端までの深さは四メートルであるが、井戸端から水溜りの底まで筒状に掘られておりその距離が八・三メートルと長く、この点では近世に見られる通常の井戸と同じである。それに対し、平安時代にまで遡るとされる後者は、地表面から井戸端まで降りる高さは一〇・五メートルもあるのに対して井戸端から水溜りの底までは僅か一メートル程度しかないとのことである。要するに後者は筒状に掘り下げることができなかった段階のものである。筆者は、このタイプこそ「堀兼の井」の本来の姿であると考えている。この点は、後述の和歌からも理解できるであろう。

岩殿の「堀カネノ池」も、少なくとも平安末・鎌倉初頭まで遡りうることは確実で、或はもっと古い可能性もあって、基本的には後者と同じタイプであったと推定されるだろう。現在の姿から当時の状態を窺うことは困難であるが、校舎建設前の状態を知る事はできる。校舎建設前の状態と現在とを対照できる地図によると(図3)、元々傾斜していた台地のやや切れ込んだ場所に掘られたものと考えられ、地表面から井戸端までの高さの距離は、自然の傾斜を含めると、高い方では二〇メートル前後、低い方で一〇メートル前後かと見えるが、自然の傾斜分を除いた実際に掘った深さは一〇メートルに及ばないものであったかもしれない。ただ、掘られた後に自然に崩れる分があることを考えると、実際に掘った深さがどの程度であるのかについて、校舎建設前の状態からだけでは確定的なことはいえないだろう。地図から知りうる川跡と照らし合わせると、以前も三段に分かれていた痕跡を窺えるが、堰とおぼしき位置は現在と少し違っており、その段差もわずかであったようである。以前の最初の堰の位置は現在の二段目の池の西側四分の一あたりにやや斜めに存在していたが、おそらく井戸があったと想定される場所や堰の出口にあたる場所は現在の図書館側からの段になっている傾斜地の地下に含まれる形に埋め立てられている。第二の堰は、現在の第二堰の東側に接している場所で、川跡が第二池の川跡よりも太くなっていることから認知できるだけで、堰跡を明確に確認できるわけではない。現在見られる池は、さらに、池の底をコンクリートで覆いかなりの水が蓄えられているので、往時の姿とは大きくかけ離れた状態になってしまったのは残念である。

(3) 文学作品に見える「堀兼の井」²²

①歌枕として詠みこまれた「堀兼の井」について

「堀兼の井」の語は、史料的には平安時代の都人の和歌や随筆等に、武蔵野の風物詩を象徴するものとして登場しており、特に和歌における歌枕として有名で、度々見られるものであった。その最も早い事例としては、現在のところ、九世紀後期から十世紀前期頃に宮廷で活躍した伊勢という女性の「いかでかと思う心は堀兼の井よりもなほぞ深さまされる」(『伊勢集』)(「いか

でもとおもふ心はほりかねの井よりも猶ぞふかさまされる」と記す伝本もある—夫木和歌抄卷第二十六雑部八、12477、『新編国歌大観』第巻、747頁）や、「むさしなるほりかねの井の底をあさみおもふ心をなにとへん」（古今和歌六帖第二、『大観』第巻、212頁）などの和歌を挙げることができる。伊勢については、『新編国歌大観』第三巻に「伊勢（872?～939以降）は伊勢守をつとめた藤原継蔭の娘。宇多天皇の中宮温子に仕えている間に天皇の愛を得て皇子を生んだが夭逝した。中宮の死後、敦慶親王の寵を得て女流歌人中務をもうけた。古今集・後撰集・拾遺集に女流として最高の歌数をとられた有力歌人である。」（855頁）とある。宇多天皇の在位は八八七年から八九七年までなので、彼女が九世紀第四四半世紀には宮廷で活躍していたことになる。遅くともその頃までには、武蔵野の「堀兼の井」のことが、都人に知られていたといえるであろう。その後も、紀貫之（872?～945?）、清少納言『枕草子』[168]、源俊頼（1055～1129）『俊頼集』、藤原俊成（1114～1204）『千載和歌集』、西行法師（1118～1199）『山家集』、慈円（1155～1225）『拾玉集』、後九条内大臣『夫木集』（1310年頃に成立か。）等々の、和歌や随筆などの作品に詠み込まれている。遅くとも九世紀後半には広く武蔵野の風物詩として都人の間に知られるようになっており、その後も和歌の歌枕などにしばしば取り入れられていたことが知られるのである。それらにおいて注目されるのは、「堀かねの井」について、“浅い”という言葉と“深い”という言葉の両方の意味における比喩や連想をもたせる修辞がなされていることである。

〈浅いことに喩えている場合〉

- 「むさしなるほりかねの井のそこあさみおもふころをなにとへん 読人不知」（題不知、夫木和歌抄卷第二十六雑部八、12474『大観』第二巻、747頁）。
- 「あさからす思へはこそはほのめかせ堀金の井のつつましき身を」（源俊頼（1055～1129）『俊頼集』）。
- 「ほりかねにあらぬやま井のあさければ水もここにまかせてぞくむ」（『新撰和歌六帖』第二帖、山の井（554）、『大観』第二巻、531頁）。

〈深いことに喩えている場合〉

- 「いかでもとおもふ心はほりかねの井よりも猶ぞふかさまされる」（伊勢、『伊勢集』394、『大観』第三卷、52頁）。
- 「むさし野やほりかねのゐの深くのみしげりぞまさるよもの夏草」（『宝治二年百首』冷泉太政大臣、夫木和歌抄卷第二十六雜部八、12475、『大観』第二卷、747頁）。「武蔵野やほりかねの井の深くのみしげりぞまさる四方の夏草」（『宝治百首』1009、公相、『大観』第四卷、391頁）。
- 「ふかしとも思ひをいかがくらぶべきほりかねの井のそこをしらねば」（「宗良親王千首」寄井恋667、『大観』第十卷、56頁）。

このように、「堀かねの井」に関して、底が浅いことの比喩と底が深いことの比喩との、相反する二つの意味が詠まれてきたのは、「堀かねの井」の構造から理解しなければならないことだろう。すなわち、「堀かねの井」は、地上面から井戸端までは深く掘りこまれており、遠くからやって来た場合、井戸端が地上からは深い所にあるということを実感するのである。それに対して、井戸端から水を覗いた時、井戸底は浅い所にあるのである。このような意味において、浅いことに対しても深いことに対しても比喩することができる点も、これを歌枕に読み込む面白さがあつたのではないだろうか。このことは、当時、この二側面の特徴が識者の間に知れ渡っていたことを示しているといえよう。なお、慈円（1155～1225）の「いまやわれ浅き心をわすれみずいつ堀兼の井筒なるらん」（『拾玉集』）は、自分の心の浅さを「堀兼の井」の底の浅さにたとえているだけでなく、深い心への成長の願いを（或は心の浅さを恥じるという思いもあるか）、井筒の使用が望まれる堀兼の井に喩えるという技巧をみることができる。これは、堀兼の井にはまだ井筒が使用されるには至ってはいないという事実認識を踏まえたもので、技術的側面が比喩の手段となっている点で注目すべきところである。

（4）『太平記』が語る堀兼の井

①具体的場所を示す文献

これら文学作品は、遅くとも平安前期には、武蔵野の風物詩として「堀か

ねの井」の存在が中央にも知れ渡っていたことを示しているが、個別の具体的な場所を示すものはない。具体的な場所を示す記録として従来から注目されてきたのは、十五世紀後半の『廻国雑記』や『北国紀行』などであるが、これらもある程度の位置を示すものではあるが、その場所を決定的に示すものではない。この点について、筆者は、南北朝期、十四世紀半ば以後増補・改編されながら1371年頃大成したとされる『太平記』に登場する二つの事例に注目すべきであると考えている。一つは本稿でとりあげている岩殿合戦の舞台として登場する「掘りかねの池」である。岩殿合戦の場合、「堀かねの井」ではなく「堀かねの池」と記述されているのは、前述のように、この当時井戸としての管理が十分されてなく、池の状態になっていたからであろう。もう一つは、元弘三年（1333）年5月の上野国新田郡で挙兵した新田義貞軍の鎌倉攻撃に至る軍事行動の中に示されている。新田の軍勢は多摩川の渡河点分陪河原にまで進撃したが、そこで北条方軍に敗れて一旦堀かねという所まで撤退することを余儀なくさせられている事実についてである（後述）。これは現在も狭山市に、実物が残されているだけでなく地名として存在することが確認出来るもので、「堀兼」の地名が既にこの合戦時以前に成立していたことを示すものであろう。『太平記』の記述には荒唐無稽な部分もあるが、当時の実際を何らかの形で踏まえた部分もあり、当然史料批判が必要な所であるが、この「堀かねの池」については都にも伝えられた情報の中に含まれていた具体的描写部分と理解することができるであろう。特に、『太平記』における武蔵地域の記述には現地についての知識不足からくる誤解がみられることもあるが、だからといって「史学に益なし」と切り捨てるのはもっと誤りであるといえよう。誤解と真実が混淆している中から、歴史の真実を踏まえた記述を見つけ出す事こそ歴史家にとって必要なのである。

②堀かねの井の軍事的利用

『太平記』が語る「岩殿合戦」において「ほりかねの池」の場所が激戦地となっているという事実は、この場所の軍事的利用価値を示している。すなわち立て籠もっている側にとっては堀兼の池が巨大な堀の機能を発揮して防

禦の役割を果たしていることに注目すべきなのである。岩殿合戦の三十年前の新田義貞らの軍勢の鎌倉攻めに関わる事実も、この観点から理解することができる。正慶二年（倒幕以後は後醍醐天皇方の元弘三年、一三三三）五月、上野国新田郡で挙兵した新田勢が利根川を渡り武蔵国に攻め入ってから以後、鎌倉に向けて進撃した際の北条方との間で繰広げられた戦闘の展開を見ておこう²³。

『太平記』によると、新田義貞軍が上野国から武蔵国に攻め入ったのは、五月九日のこととされる。それに足利高氏の子息千寿王を同道した紀五左衛門等が合流した事によって、上野・下野・上総・常陸・武蔵の兵が集まり、大軍となってくる。それに対して、鎌倉方は桜田貞国等を入間川に、金澤貞将等を下河辺に派遣して迎え撃たせたが、両者共に打ち破られ敗走する事になる。問題の新田義貞勢との「上の（ツ）道」における攻防戦は桜田貞国勢とのものであった。新田勢はまず入間川に臨む形で陣を構えており、鎌倉勢は五月十一日辰の刻にその手前の小手指原に打臨んだとある。その後新田勢が入間川を渡河し合戦となったが、義貞の兵三百余騎討たれ、鎌倉勢五百余騎が討死したところで、日暮れとなり、「軍ハ明日ト約諾シテ」両勢ともに退いたという。義貞勢は三里引き退き入間河に陣をとり、鎌倉勢も三里引き退き久米河に陣をとる。翌朝（十二日）新田勢が入間河を渡り、鎌倉方の久米川の陣に攻め込む。この闘いでは新田勢で討たれたのは僅かで、北条方は、多く戦死し、多摩川の渡河点である分倍河原めざして退却した。五月十五日、北条泰家の増援部隊が合流した鎌倉勢は、分倍河原において追ってきた新田軍を迎撃して、一旦は新田軍を敗走させることになった。この時、新田軍は、はるか後方の堀金（埼玉県狭山市）まで退いたのである。ここで新田軍は三浦義勝等相模の軍勢の援軍を得て、十六日再度分倍河原にまで進撃し幕府軍を撃破した後、鎌倉に至り、十八日から二十二日にかけて鎌倉を陥落させたのであった。

問題となるのは、五月十五日、一旦分倍河原合戦で敗退した新田軍が遙か後方の堀兼（埼玉県狭山市）まで撤退した事実で、なぜここまで撤退するこ

とになったのか、という理由である。それは、そこが防禦上最も安全な場所であると認識していたからに他ならない。一旦敗走した軍というのは、態勢が崩されておりかなりおびえる状態にも陥るもので、安全を確保できる場所まで撤退することが必要になるのである。新田軍がこの地を選んだのは、当時であって防禦に適した地であるとして知られていたものであるからだろう。この堀金（埼玉県狭山市）の地は、現在でもそれぞれ「堀兼の井」と「七曲の井」の名称と呼ばれる井戸跡が残されており、当時もそのことでよく知られた場所だったのである。彼らは、追撃されても防禦しやすい場所としてこの地を選んだものであろう。

新田軍の依拠した堀兼といい、岩殿合戦の舞台となった南新井の地といい、南北朝の戦乱期にあっては、堀兼の井（池）が防禦施設として利用されうるものであったことを示しているのである。

（5）南新井のホリカネの井について

①井戸としての歴史

南新井に存在していた「ホリカネの池」が掘られたのはいつ頃のことであろうか。またこれが井戸として機能していたのはいつの時代までのことであろうか。これを直接的に示す史料は残念ながら残っていない。しかし状況証拠からある程度の推測はできる。

南新井の三段池が、岩殿合戦の時に戦闘の舞台となっており、「堀カネノ池」として現われることは、既にその時以前に井戸としての管理が放棄されており、池状態になっていたことを示すものであろう。これが井戸として利用され管理されていたのは、遙かに時代をさかのぼる必要があるそうだが、平安末・鎌倉初頭の比企能員の時代には北方の「比企判官旧地」という伝承がある場所だけでなく²⁴、この地も比企能員と関係のある場所として何らかの形で居住区域に含まれていたので後に判官塚が作られることになったものと推測することができ、その時期までは井戸利用がなされていた可能性を否定できない。とすると、この井戸が掘られたのは、それより昔であるか、比企一族勢力がこの地に住むようになった頃のことか、二つの可能性が考えられる

であろう。すなわち、少なくとも比企能員時代には利用がなされていたとすると、一つの可能性としては、以前から存在していたものを利用しての可能性が考えられるが、その場合少なくとも平安時代までは遡りうることになり、さらに古い時期の可能性も捨てる事はできなくなるが、これ以上は単なる想像の域を超えるものではないだろう。もう一つは、比企能員時代にこの丘に人々が住むようになり、掘られたという可能性である。頼朝を支えた有力御家人でこの地方の有力豪族であった彼にとっては、これに要する程度の大規模な労働力徴発は可能であったと考えられる。

それに対して、井戸利用が放棄され池状態になった時期については、少なくとも南北朝期の岩殿合戦の時期以前に基本的に使用されなくなっていた可能性が高いので（ただしたてこもった兵達が利用した可能性は残る）、ある程度の推定が可能である。そのきっかけとして、特に重視されるのは、鎌倉において比企一族が滅亡した時期である。そもそも、非業の死を遂げた人物を祀る塚は、人々が居住する村落からはずれた地区に作られるものであることを考えると、判官塚がこの地に作られた時期には人々の住む場所ではなくなっていたものと考えられるからである。

②南新井という字名と「堀カネノ池」との関係

ここでは、今後への歌題として、この地区の字名が「南新井」となっていることと、「堀カネノ井」が存在していたことと関連があるか、について考えておこう。南新井という小字名称は大学の建物が建設される前の地図にみられることから最近まで使用されていたことが分かるが、問題はどのような理由でいつ頃から使われるようになったものか、という点である。ここで注意しておく必要があるのは、この南新井地区から岩殿観音地区に行く途中のかつて辰堂があったとされる場所の辺りが以前「新井」と呼ばれていたことである。この地区にも古くからの池（漏斗状の凹み）が存在し、十九世紀前期頃のものと考えられる『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』の記載では「荒神井」と呼ばれていたことが判明するのである。そもそも南新井という小字名は、この新井地区から見て南側に位置していることから南新井の名称

が付けられたと考えられるのである。

この字名を確認できる時代であるが、今の所近世の地誌類が記録する小名の中には見出すことができないが、前述の「岩殿山正法寺縁由」において比企能員の塚に関する割注に、塚が築かれた場所として「南新井」の名を見出す事ができる。ただこの割注が記された時期を確定する事はできないが、近世のものである可能性は高い（これは今後の課題となる）。確実な根拠としては明治初年払い下げを求めた時についての記録²⁵に「重観山、兩新井裏山所々拂下げ」とあって、「新井」と「南新井」の二つを「両新井」と称している事から、少なくとも明治初年にその呼び方がなされていたと判断でき、もっと以前からの呼称であると推測できそうである。問題はこの呼称がつけられた由来である。重視すべき点は、新井地区にも古くからの池の存在を確認できることである（荒神の井）。これも「堀かねの井」であった可能性は高いだろう。この池は現在水が満々と湛えられていて縁は急傾斜で、危険な場所であり近づく事さえ容易ではない。すなわち、両地区ともに古くからの池があり、新井という名前がついていることが重視されるのである。ここで問題となるのは、古くからの井戸（池状態になっているが）があることが新井という名称に結びついたのでないか、という点で、その由来を言葉の上でどう理解すべきか、である。これは、地名の語源に関する問題となる。

山中襄太『地名語源辞典』によると²⁶、〈新井、新居〉という地名について、「中部地方、関東西部に多い地名。新居と書く方が真の意味に近く、新村、新町、新出、新屋敷、新在家、などの地名と同類で、本村、元村、本郷、元町、本町、元屋敷などに対して、それから別れ出た「新しい集落」の意味である。すなわち親村に対する子村の名である。これをニイと読む地名もある。」とある。この考え方は、新井とあっても実際には新居である場合が多いという考えに立っており、実際に井戸が掘られたことを指すのではないとして、本村から別れ出た新しい集落の意味だとする考えである（しかし居住地であっても井戸は不可欠で、居住地と井戸とは切り離せないのではないか）。これに対し、筆者は両新井地区に古くからの井戸が存在していたことを重視する

考えから、岩殿の新井の「井」は文字通りの井戸を指すものと考えたい²⁷。その場合問題となるのは、なぜ「新」が付けられているのかという点である。これについて、筆者は、「新」は「荒」の読みに通じるものとして²⁸、本来は、利用されず荒廃状態になった井戸という意味の、「荒井」であったのが「新井」に転換した可能性を検討課題として指摘しておきたい。この新井地区には、この「荒神井」以外にも「荒神山」とか「荒神谷」、等の名称も残されており、「荒」の字がつく地名が伝えられている（『武蔵志』によると「清滝」という小名も残されている）。龍蛇神退治伝説では、退治した悪龍（毒蛇）の胴体を辰堂に埋めたとされており、曰くある場所である²⁹。

この両地区の井戸の形成された時期は古く、それが池状態になってしまっているのは、基本的に利用されなくなったため、まさに「荒」状態になってしまったからであると考えられるのである。ただ両井戸が使用されなくなった時期は同時期であるとは限らない。南新井の場合、既に南北朝期には池状態になっておりそれ以前に放棄されていることがわかり、比企能員が亡ぼされ判官塚が作られた頃はもう基本的に居住地ではなくなっていたと考えられ鎌倉時代までさかのぼりうる。それに対し、辰堂・新井地区の場合、近世のある時期までは人が住んでいた可能性があるので井戸が放棄されたのも近世になっての事かもしれない。

むすびに

かつて井戸が存在し利用されていたという事実は、そのそばで人々が居住していたことを示しており、その時期にはここに人が居住していたことを示すものである。反対に、村落からはずれた所に作られる塚が存在することは、その時期にはここが居住区域からはずれた場所になっている事を示す。この二つの遺蹟が存在することから、この南新井中心地区の土地利用の大雑把なあり方を想定することができる。この地区に旗塚、判官塚、堀兼の井が存在していたことから、大雑把ではあるが、次の想定が可能となるであろう。

まず堀兼の池の存在から、古代または中世初期のある時期までは、井戸を

利用する人々が居住する場所であったと考えられるが、判官塚と旗塚が存在する事から、それが作られるようになった時期には、この地は人々が居住する区域ではなくなっていたことが推測されるのである。具体的にはどこまで言えるであろうか。

まず居住し始めた最初の時期についてはどこまで遡れるか確定的なことは言えないが、堀兼の井戸の技術からだけしてみれば、ある程度のまとまった労働力を徴発できるならば、律令国家成立頃まで遡ることは可能で、或は古墳時代の可能性をも捨てることはできないが、想像の域を越えるものではない。確実にいえるのは比企能員の時代には人々が居住していたであろうということである。

人が住まなくなった時期としては、比企能員一族が亡ぼされた時期と判官塚が構築された時期が重視される。亡ぼされたのは建仁三年（1203）九月二日で、塚が作られたのは伝承によると建保六（1218）年である。前者は確実であり、強いて推測すると比企氏滅亡後この地に人が住まなくなって、そこに判官塚が作られたものということになる。この地に判官塚が築かれたということは、この地が比企能員と何らかの縁があったからであると考えられるべきであろう。鎌倉時代初頭にあっては、岩殿山一体が比企氏の影響下にあったと思われ、この池はこの南新井地区に居住していた関係者が利用していたものと考えてよいであろう。

南北朝期の貞治二年（1363）八月、宇都宮氏の家臣芳賀氏の軍勢が、鎌倉公方軍と戦うために、立て籠もる場所としてこの地を選んだのは、この地が防禦に適していたからであるだろう。そもそもこの南新井地区の周囲には堀と切岸・切通しが存在しており、かつてはそれらに囲まれ、防禦に適した形になっていたと想定できるのである。このような軍事的性格は恐らく、比企能員時代にまで遡りうると考えているが、この点に関わる総合的考察は別の機会にしたい。

なお、県道や子供動物公園の向こう側にある望月という地区は『新編武蔵風土記稿』にも記録されている古くからの集落で、筆者は中世にまで遡りう

る可能性もあると考えている。この望月の里には、昔から言い伝えられてきた伝承がある。南新井地区にはかつて多くの人達が住んでいたが、ある時疫病が流行り、人が住まない場所になってしまった、というものである³⁰。

- 1 拙稿「武蔵国比企岩殿山縁起の基礎的考察」（大東文化大学人文科学研究所編『人文科学』第十四号、2009年3月）。「岩殿山麓阿弥陀堂の歴史的考察」（『人文科学』第十五号、2010年3月）。「『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』記載「比企判官旧地」について」（『人文科学』第十六号、2011年3月）。「岩殿・南新井の旗塚について」（『人文科学』第十八号、2013年3月）。
- 2 拙稿「岩殿・南新井の旗塚について」（注1）。
- 3 現在第二研究棟の北側にある判官塚にある記録としては、石の鳥居に「比企太神」とあり、石の小祠に向って左側にある碑（「昭和五十八年十月吉日建立」）に記されている全文は次のとおりである。

〈表側〉

判官塚由来

判官塚は比企判官能員の追福のため築きしものと言い伝うその由来は詳ならずと新編武蔵風土記稿に誌るされている 比企判官能員は鎌倉時代源頼朝の御家人で比企入間高麗三郡の守護職にて母比企禪尼は頼朝の乳母娘若狭局は二代將軍頼家の夫人であるので北條時政と並ぶ鎌倉幕府の権力者であった頼朝の死後建仁三年九月二日（一二〇三年）時政の謀略により鎌倉の時政邸内で暗殺された 後建保六年（一二一八年）頃岩殿山に居た能員の孫員茂は観音堂の東南の地南新井に塚を築き能員の菩提を弔らったと言う何時の時代か比企太神として祭り崇め参拝するようになり今日に至ったものこのたび大東文化大学キャンパス開発造成工事に伴ない構内となるため氏子一同相計り現在地に遷し祭る

〈裏側〉

昭和五十八年十月吉日建立

宮 司 小高 紘

氏子総代 戸井田 敏

同 渡部 正雄

同 吉田 多喜夫

同 斉藤 福次

外 氏子 一同

学校法人 大東文化学園

施行 鹿島建設株式会社

撰文謹書 戸井田 敏

石工（有）元田石材店

鳥居の建立記録にも「昭和五十八年十月吉日建立」とある。

- 4 『埼玉叢書 第三』所収の「岩殿山正法寺縁由」によっている。この縁起は、名称からは正法寺に伝存したような名称となっているが、実際は修験三ヶ寺に伝存した縁起で、「修験三ヶ寺縁起」と言った方が妥当であることは前掲拙稿「武蔵国比企岩殿山縁起の基礎的考察」（注1）において明らかにしている。
- 5 国史大系『吾妻鏡』（吉川弘文館）によっている。
- 6 『新編埼玉県史別編4年表・系図』（平成三年二月、埼玉県発行）所収「三重県津市大園の比企よし氏所蔵」の「比企系図」（28）。
- 7 『吾妻鏡』建久五年八月八日条に、頼朝の随兵の一人「比企弥四郎時員」として現れている。そのほか正治元年（1199）四月二十日条では、頼家から彼の従類への敵対を禁ずる命令が出されているが、その特権的扱いを受けた者として「比企三郎」（宗朝）とともに「同弥四郎」の名を見る事ができる。正治元年十一月十八日条では源頼家が比企能員邸で蹴鞠を行った際に、「比企弥四郎」が伺候している。同十九日条にも比企能員邸での引き出物として馬を引く役で「比企三郎」（宗朝）とともに「同弥四郎」が登場している。そのほか正治二年（1200）五月十二日・六月十六日・七月六日・九月十一日条、建仁元年（1201）十月一日・十月二十一日条、建仁二年五月二十日・六月二十五日・七月二十九日・九月十日条、建仁三年正月二日・三月四日・三月二十六日・四月二十一日・五月二十日・七月十八日条などにおいて、源頼家の従者として現れている。

建仁三年九月二日条は、能員、員茂らの滅亡についての記事であるが、その翌日条には次の記載がある。

同年九月三日条 「三日戊辰。被搜 - 求能員与党等。或流刑。或死罪。多以被糾断。妻妾并二歳男子等者。依有好。召 - 預和田左衛門尉義盛。配安房国。……」

- 8 『日本史辞典』（角川書店・1996年11月）。
- 9 『東松山市史資料編第二巻』（179頁）、川島町中山金剛寺蔵「比企氏系図」。
- 10 『比企系図』では、「員茂」の右側に「比企次郎」とあり、左側に次のように書かれている。

「実者時員男也、時員ハ父能員同時自害之時員茂在胎内、其母比企郡隠民間出生之後、同国比企岩殿観音堂之別当養育而為兒、建保六年員茂十七歳而致上洛、伯父法印以助成ヲ奉仕 順徳院為北面、承久三年 順徳院佐渡国 遷御之時奉慕 御跡ヲ赴越後国 住寺泊、於是改姓名号寺泊兵衛尉ト」

能員 — 時員

— 円頭 — 員茂 — 員長 — 満長 — 守長 — 之長 — 重長 — 補栄 — 久栄 - - -

- 11 『比企系図』の員長の右側には「小太郎 於越後国出生」とあり、左側に次のように書かれている。

「其比鎌倉頼経將軍之御台所ハ頼朝公之嫡孫ニ而頼家將軍之御娘号竹ノ御所ト、彼竹御所之御母若狭局ハ比企判官能員女也、依之比企郡吉見郡竹御所之御領地トナル、員長モ竹御所之御一族タル故密ニ自越州帰比企郡居住ス、其後子孫代々此所遷住ス、文応二年二月二日卒」

- 12 『新編埼玉県史資料編10 近世1』所収『武蔵志』、251頁。(享和二年1802以前に成立しているとされる)「比企郡」「岩殿」の条。
- 13 『新編武蔵風土記稿』(巻之一百九十一「比企郡之六」)(歴史図書社版、新編武蔵風土記稿(七))。
- 14 「1868年(慶応4)3月17日、諸神社の別当・社僧に還俗を命じ、28日、神社から仏具・仏像等を除去するように布告した。以上神仏判然令。以後、鎮守神の独立、習合神の菩薩・権現号の剥奪等が行われ、神道国教化政策に沿って神仏習合の伝統は破壊された。」(『日本史辞典』(角川書店)「神仏分離」より)
- 15 埼玉県編集・発行『新編埼玉県史 資料編25 近代・現代7 教育・文化1』(昭和59年3月、ぎょうせい、63~70頁)参照。表紙に「明治二己巳年 神仏混淆廃止神社改号記 正月吉日 久保勝豊 録ス」とある。
- 16 拙稿「武蔵国比企岩殿山縁起の基礎的考察」(注1)。
- 17 『太平記』巻三十九、岩波書店 日本古典文学大系 433~440頁。
- 18 「岩殿・南新井の旗塚について」(注1)。
- 19 『新編国歌大観』第十巻(735頁)。『歌枕名寄』の5452から5455(『大観』第十巻、735頁)は「堀難井」に関するものである。

○堀難井

千十九

5452むさし野のほりかねの井も有るものをうれしく水のちかづきにける
右、法師品の漸見湿土泥、決定知近水の心をよめる
六帖

5453むさしののほりかねの井の底あさみおもふころをなにとへん

5454ほりかぬる水とのみきくむさし野はみなさみだれの波の下草 後久我太政大臣

5455あさからずおもへばこそはほのめかせほりかねの井のつつましき身を 俊頼

*『歌枕名寄』「すなわち、その内題の下に「乞食活計客澄月撰」とあり、左に引用する消蘊子の識語の冒頭にも「澄月譚枕」とあって、古くから澄月なる僧ないし隠者の撰と伝えられてきた。そしてこの澄月をかつては近世の垂雲軒澄月と解していたが、岡田希雄氏(「澄月の『歌枕名寄』考」、「文学」創刊号、昭和八、四)の疑義を俟つまでもなく万治刊本と年代が合わず、今日では内容の検討からも原形は鎌倉時代の成立で、撰者は二条家に近い立場の地下の者かと言われ、澄月なる僧であるならば菟玖波集に一句入集した「澄月法師」(花下の連歌師であろうとされている)である可能性も指摘されている。(『新編国歌大観』第十巻、1184頁)

*5452の「むさしののほりかねの井もあるものをうれしく水のちかづきにける」は、藤原俊成(当時は出家して釈阿)が撰者となり文治三年(1187)九月奏上(仮名序)、翌四年四月奏覧された『千載和歌集』第十九釈教歌、1241(1238)に(『大観』第一巻、214頁)、皇太后宮大夫俊成の作として採録されている。

20 「堀兼の井」に関説したいいくつかの論考を挙げておこう。

○『多摩川誌』(昭和61年3月29日、財団法人河川環境管理財団発行)第7編民俗

「また、堀兼の井というのは、どれだけ深く掘っても、たやすく水の出ない井ということで、いずれも武蔵野の台地のように、水の得にくい土地にふさわしいものであった。」

1294頁

「まいまいず井戸—都指定・西多摩郡羽村町五の神。「まいまいず」とは「カタツムリ」のことで、それに似た螺旋状の井戸である。漏斗のような形をしたこの井戸の上部直径は約16m、深さ6・4m、底面の直径は3mで、中央に深さ約6mの円筒状の井戸が掘られている。円形の斜面をグルグルまわりながら底に降りるように道がついている。この製作年代は不明。元文6年（1741）総工費8貫400文・総動員数605人で修理した記録がある。」1308頁

○『新編埼玉県史別編1、民俗』

「武蔵野台地には、直径一八メートル、深さ一〇メートルにも達する漏斗状の井戸があり、七曲井、堀兼の井、マイマイズ井戸などと称されて古来使われてきた。堅掘りで井戸を掘るのは大変な労力と技術を必要としたので、共同で使うことが多かった。各家で井戸がもてるようになるのは、堅掘りが普及する江戸時代後期以降である。」122頁

○『武蔵野市史』（昭和45年3月、武蔵野市役所発行）147頁

「次に逃水については「新編武蔵風土記稿」に、「逃水は真の水にあらず、武蔵野の曠漠たる春草生出て空に地気立、草の葉末しろしろと水の流るる如く見えしが、其所に至り見れば、其かげ失て又むかいに流るる如く影あらはるるをいひしならんと云り」と述べている。一種の幻覚に似た現象で旅人を悩ましたことで古来著名となった。また堀兼の井も同じ歌枕として古来知られており、枕草子に「井は堀かねの井」とあり、また「千載和歌集」に藤原俊成卿の「武蔵野の堀かねの井もあるものをうれしや水の近いつきにけり」とあるので、以後武蔵野の名所となったが、その実跡については諸説が多く決定し難い。「新編武蔵風土記稿」は人間郡堀金村付近にこれを当て、いるが、前期記の北国紀行では中野に近い辺とし、「廻国雑記」には高井戸付近としており、その他豊島郡玉川里（後の牛込小日向）にあるとも称せられる。武蔵野台地は地下水が深く水を得るに不便であったので、同様の井が各所に存在したと考えるのが妥当であろう。」

「……………更に鎌倉から信濃に至る古道を知る好資料として、足利時代の「宴曲集」の中にある「善光寺修行」の一文を挙げることができる。

吹送ふきおくる由井の浜風音立てて、頻しきりによする浦浪を、なを願る常葉山、かはらぬ松の緑の、
……………

尋ても見ばや堀兼かねの、出難かたかりし瑞籬かたの久き跡や是ならむ、あだながらむすぶ契の名残をも、深くやおもひ入間川、（以下略）

以上鎌倉から武蔵国に入る道筋が綴られてあって、由井ヶ浜から常盤・梶原等を経て藤沢に出で、井手の沢から小山田（町田市）に出で、関戸から多摩川を渡って堀兼（金）久米川を過ぎて入間川に至っている。なおこの道は北武蔵の比企・児玉を経て板鼻、松井田と上州に入るのであるが、これも当時の鎌倉道を語っており、大体「太平記」

記載のものと一致している。……………」116～頁

○『大和町史』（昭和38年11月3日、大和町教育委員会発行東京都北多摩郡大和町奈良橋）「堯恵の『北国紀行』は文明十七年（1485）秋京都を発し、飛騨・越後・上野・武蔵と文明十九年（1487）にかけて巡遊した時の紀行文である。文明十八年（1486）十二月の記事に、「其の夜は箕田といふ所に明して、武蔵野を分け待るに、野径のほとり、名に聞えし狭山あり」という言葉も見える。しかし、前後の関係からいうと、これは多摩郡ではなく、大里郡の狭山を思い違いましたものであろう。だが、

ゆくへもしらぬ枯野を駒にまかせて過ぎ待るに、幾千里ともなく霜に曇りて、空は朝日の雲もなく、さしあがりたる風景肝にめいじ侍りしかば

朝日かげ空はくもらで冬草の霜にかすめるむさしの原

とあるところなど、写生文として武蔵野の実感をよくとらえていると思う。多摩郡に関しては、文明十九年（1487）六月に、

同廿八日武蔵野のうちの中野といふ所に、平重俊といへるが催しによりて、渺々たる朝露をわけ入りて瞻望するに、何の草ばの末にも唯白雲のみかゝれるを、かぎりと思ひて、又中やどりの里へ帰り侍りて

露はらふ小道は袖よりむらぎえて草ばにかへるむさしの原

漸日高くさして昇りて、よられたる草の原を凌ぎくる程、暑さしのび難く侍りしに、草の上にただ泡雪のふれるかとおほゆる程に、ふじの雪うかびて侍り。

夏しれる空やふじのね草のうへの白雪あつき武蔵野の原

ほりかねの井ちかき所にて

そことなく野はあせにけり紫もほりかねの井の草ばならねど

という一節がある。ほりかねの井とは、所沢近郊の堀兼（金）のことである。武蔵野の美しさをとらえて、あますところがない。こうしたところから見ても、開墾が行われるようになったとはいえ、まだ多摩郡の大半は一望千里の草原だったようだ。

だが、この種の紀行文としては、『廻国雑記』の方がさらに有名である。これは聖護院門主の道興准后が、堯恵と殆んど時を同じくして、文明十八年（1486）から翌年にかけて東日本諸国を巡り歩いた紀行文である。

ところ沢といへる所へ遊覧に罷けりるに、福泉といふ山伏、観音寺にてさゝえをとり出しけるに、薯蕷といへる物肴にありけるを見て、俳諧

野遊びのさかなに山のいもそへてほり求めたる野老沢かな

此の所を過ぎて、くめゝ川といふ所侍り。里の家々には井なども侍らで、たゞ此の河を汲みて朝夕用ひ侍るとなむ申しければ

里のくめゝ川と夕暮になりなば水はこほりもぞする

といった記事が、書中に見受けられる。観音寺というのは所沢市にある新光寺のことである。また、此の付近が水利に不便で、開発のおくれていたことなどが記事によって推察できる。』188～89頁

○児玉幸多・杉山博著『東京都の歴史』（山川出版社、昭和44年10月）50～52頁。

- 21 秋田裕毅〔大橋信弥編〕『井戸』（ものと人間の文化史150、法政大学出版局、2010年3月6日、182～189頁）。同じく井戸の歴史を述べた鐘田正樹『ものが語る歴史シリーズ

ズ⑧ 井戸の考古学』(2003年12月25日、同成社)では「堀兼の井」について扱われてはいない。

鈴木孝之「古代～中近世の井戸跡について(1)一埼玉県における形態分類を中心として」(『研究紀要』(埼玉県埋蔵文化財調査事業団)第7号、1990)は、埼玉県で発掘された井戸の事例を論じたものである。

22 〈文献資料に見る「堀兼の井」〉表 *『新編国歌大観』に依拠したものは「大観」と略記する。

○むさしなるほりかねの井の底をあさみおもふ心をなにとへん 伊勢

古今和歌六帖第二(『大観』第二巻、212頁)

*古今和歌六帖:「万葉集から後撰集の頃までの歌約4500首(重出歌を含む)を、二十五項517題に分類して収めた類題和歌集。略して古今六帖、六帖ともいう。……編者や成立年代は未詳であるが、兼明親王あるいは源順を編者に想定し、貞元・天元(976～982)頃の成立と考える説が有力である。」(『大観』第二巻、867頁)

*この歌は、夫木和歌抄巻第二十六雑部八、12474(『大観』第二巻、747頁)に、「題不知」で「読人不知」として採録されている。「むさしなるほりかねの井のそこあさみおもふころをなにとへん」

○いかでもとおもふ心はほりかねの井よりも猶ぞふかさまされる 伊勢

伊勢集、394(『大観』第三巻、52頁)

*「伊勢(872?～939以降)は伊勢守をつとめた藤原継蔭の娘。宇多天皇の中宮温子に仕えている間に天皇の愛を得て皇子を生んだが夭逝した。中宮の死後、敦慶親王の寵を得て女流歌人中務をもうけた。古今集・後撰集・拾遺集に女流として最高の歌数をとられた有力歌人である。」(『大観』第三巻、855頁)

*いかでかと思う心は堀兼の井よりもなほぞ深さまされる 伊勢『伊勢集』

○はるばると思ひこそやれ武蔵野のほりかねの井に野草あるてふ 紀貫之(872?～945?)

○井は ほりかねの井。玉の井。走り井は逢坂なるがをかしきなり。山の井、などもあさきためしになりはじめけん。飛鳥井は「みもひもさむし」とほめたるこそをかしけれ。千貫の井。櫻井。后町の井。 清少納言『枕草子』[168]

*『枕草子』は、正暦四年(993)頃出仕し長保2(1000)定子が薨じるまでの宮廷生活を記したもので、長保三年(1001)頃にはだいたい完成していたとされる。

○まなこゐのほりかねばかりふかければ 女房

めみつかとこそあなづられけれ 高倉の尼上

俊頼髓脳 404(『大観』第五巻、958頁)

*「俊頼髓脳 俊頼無名抄・俊頼口伝抄・俊秘抄とも。源俊頼作。天永二年(1111)～永久元年(1113)の間頃成立。」(『大観』第五巻、1487頁)

○あさからず思へばこそはほのめかせほりかねの井のつつましき身を

散木奇歌集第八恋部下 1202(『大観』第三巻、452頁)

*「散木奇歌集は源俊頼の自撰家集で、成立は大治二年(1127)成立の金葉集より後で彼の没する翌三年までと推定される。」(『大観』第三巻、905頁)

*あさからす思へはこそはほのめかせ堀金の井のつつましき身を 源俊頼 (1055～1129)『俊頼集』

*あさからずおもへばこそはほのめかせほりかねの井のつつましき身を 俊頼朝臣
此歌、皇后宮にて会ありけるに、院宣にまゐれともよほしありければまゐりて、恋の心をつかうまつりけると云々 夫木和歌抄巻第二十六雑部八、12476(『大観』第二巻、747頁)

○むさしののほりかねの井もあるものをうれしく水のちかづきにける

皇太后宮大夫俊成 『千載和歌集』第十九釈教歌、1241(1238)、『大観』第一巻、214頁)

*「千載集は、寿永二年(1183)二月後白河院の下命により、藤原俊成(当時は出家して釈阿)が撰者となり、文治三年(1187)九月奏上(仮名序)、翌四年四月奏覧された(明月記)。」

*この歌は、「長秋詠藻」下雑歌412(『大観』第三巻、628頁)にも採録されている。

「漸見湿土泥、決定知近水 むさしののほりかねの井もあるものをうれしく水のちかづきにける」

「長秋詠藻は治承二年夏、仁和寺宮守覚法親王の召により(藤原俊成が)自撰したもの。のち定家による右大臣家百首の増補、後代さらに長秋の一部を取りこむ第二次増補、ついで千五百番歌合百首を切り入れる第三次増補が行われた。」(『大観』第三巻、628頁) 藤原俊成(1114～1204)。

*この歌は夫木和歌抄巻第三十四雑部十六、16200(『大観』第二巻、833頁)にも採録されている。

漸見湿土泥、決定知近水 むさしののほりかねの井もあるものをうれしく水のちかづきにける 俊成卿

「夫木和歌抄(略称不木抄、不木(和歌)集と題する伝本もある)は鎌倉後期の成立。撰者は冷泉為相の門弟で遠江の豪族勝田かつまた(勝間田)長清(玉葉集入集)。延慶三年(1310)頃の撰か。……構成・内容は見るとく17000余首を三十六巻五九六題に収めた類題和歌集で、規模としては空前のもの。……、万葉から当代までの多数の歌書を出典として……。「夫木和歌抄：歌集。36巻。藤原長清撰。1310年頃に成立か。万葉集以降の和歌のうちから、従来の撰にもれた約一七三五〇首を、四季・雑に部立てし、さらに歌題によって分類した類題和歌集。現在散逸した私撰集・私家集の歌を含み、資料として貴重。夫木集。」(スーパー大辞林)

*この歌は、「正風体抄」第十九釈経歌40(『大観』第十巻、566頁)にも採録されている。「法師品、漸見湿土泥、決定知近水の心をよめる むさしののほりかねの井もあるものをうれしく水のちかづきにける」

○くみてしる人もあらなんおのづからほりかねの井のそこの心を

山家集 中 恋 690(『大観』第三巻、587頁) 西行法師(1118～1199)

○いまやわれ浅き心をわすれみずいつ堀兼の井筒なるらん 慈円(1155～1225)『拾玉集』

○ほりかねぬ水とのみさくむさし野もみな五月雨のなみの下草 後九条内大臣 夫木和歌抄巻第二十二雑部四、9723(『大観』第二巻、680頁)

○ヘダテコシ昔ノカゲヲナラベシハホリカネノ井ノアルジナリケリ

蒙求和歌 82(『大観』第十卷、910頁)

*蒙求和歌「源光行(1163~1244)作の句題和歌集、十四卷。序に元久元年(1204)七月の成立とあり、仮名序は「紫ノサヲ毛ノ筆ヲ染メテ白キ麻ノ紙ニ記ストナリ」と結ばれている。白氏文集新樂府に依っても、紫毫筆・白麻紙は高貴な筋に因って用いられるので、これが、当時鎌倉に在住した光行により、一三歳の將軍源実朝に献上された可能性は小さくない。」(『大観』第十卷、1190頁)

○むさしのの野をなつかしみわか草の草のゆかりに一夜ねぬべし

ほりかねの井をみ侍るに、昔にもかはらぬなり、わが身ばかりあらずなりにたることもあはれて 信生法師集23(『大観』第七卷、339頁)

○むかしのみほりかねの井のおもひ出でてもとみしよりもぬる袖かな

信生法師集24(『大観』第七卷、339頁)

*信生法師集「信生法師は俗名、塩谷朝業。父宇都宮成綱、母新院藏人長盛女。宇都宮頼綱(蓮生)は同腹兄。塩谷氏を継いで鎌倉幕府に出仕、將軍実朝に近仕していた。「吾妻鏡」(建暦二年二月一日)に「未明、將軍家以和田新兵衛尉朝盛為御使、被送遣梅花一枝於塩谷兵衛尉朝業、此間仰云、不名調、誰にかみせむと許云て、不聞御返事可帰参云云、朝盛不違御旨、即走参、朝業追奉一首和歌、うれしさもにほひも袖にあまりけりわかためをれるむめのはつ花」の記事があり、近従の様子が知られる。承久二年(1220)頃出家、宝治二年(1248)十月没(七五歳。他に、嘉禎三年没の説がある)。信生法師集は、いわゆる宇都宮歌壇の有力歌人としての信生の私家集として信生の没後に、宇都宮氏の一族の者の手によって(信生息の、前長門守時朝などか)成ったものであろう。」(『大観』第七卷、815頁)

○宝治二年百首

むさし野やほりかねのみの深くのみしげりぞまさるよもの夏草 冷泉太政大臣

夫木和歌抄卷第二十六雑部八、12475(『大観』第二卷、747頁)

○武蔵野やほりかねの井の深くのみしげりぞまさる四方の夏草 公相

宝治百首 1009(『大観』第四卷、391頁)

*「宝治御百首 元年被下和歌題、同二年詠進之 続後撰撰進事、二年七月廿五日被仰之」「作者」として「公相脚 権大納言正二位」とある。(以上『大観』第四卷、371頁)、宝治二年は西暦1248年。

○ほりかねにあらぬやま井のあさければ水もこころにまかせてぞくむ

新撰和歌六帖、第二帖、山の井(554)(『大観』第二卷、531頁)

「この作品は、家良・為家・知家・信実・光俊の五歌人が、それぞれ詠じてた六帖題和歌を歌題ごとに部類配列した素稿本がまずでき、ついでこれを各人に回覧し、合点を加えながら改作、さしかえが若干行われていちおう完成した。」

「本書の内容は、前記五人の歌人が「古今和歌六帖」の歌題について各人一首あて、合計五二七首ずつを詠じ、これを歌題ごとに部類配列して六帖にまとめあげたものである。成立の年時は「後記」によって各人の詠歌時期が、寛元元年(1243)11月から、翌二年6月までの期間にわたっていることが判明し、さらに合点を加えたり、改作やさ

しかえが行われているのであるから、寛元二年六月からある程度の期間を置いた時期と考えられる。」(『大観』第二巻877頁)

○ふかしとも思ひをいかぐらぶべきほりかねの井のそこをしらねば

宗良親王千首 寄井恋 667(『大観』第十巻、56頁)

*「南朝の撰集、新葉和歌集の撰集は天授三年(1377)7月には行われているが(『嘉喜門院集』袖書一前田尊経閣蔵一後述の八代国治氏の著に写真版の掲載あり)、おそらく宗良がそれを計画し、発表したのは天授初年ころと推定される。南朝五百番歌合・北野社三百六十番歌合・宗良勸進住吉社三百六十番歌合その他、多くの催しが行われるのもこの年からであり、この宗良親王の天授千首もその一つなのである。」(『大観』第十巻、1092頁)

「宗良親王は、後醍醐天皇の皇子で、後村上天皇の異母兄、母は二条為世の女贈従三位為子である。正和元年(1312)生、元中二年(1385)、74歳で没したとされているが、没年に関しては異説が多い。」(『大観』第十巻、1092頁)

○袖の上に涙の水ぞいでやすきほりかねの井を心ともがな

松下集 名所恋 2295(『大観』第八巻、364頁)

*「松下集は室町時代の歌僧正広の歌集。正広は応永十九年(1412)生、明応三年(1494)没(明応二年説も)。松下氏。正晃・正暁とも。別号晴雲、日比の正広とも称された。」(『大観』第八巻、834頁)

○餓鬼のめにこそ水はかたけれ

といふ句に

むさしのほりかねとほしやせのさと

これは体にてつくる、がきにやせの里、水のかたきにほりかね

と、よりあひにてつくるは三句めまで大事なり

海川のながれはよみにみちみちて

と付けし用の付けやう当世なり、こそといふばかりにあたりて

て、よく付けたるなり

雲玉集 516(『大観』第八巻、594頁)

*雲玉集「納叟馴窓の家集。井上宗雄氏によって千葉勝胤または同孝胤かと推定されている。ある貴顕の懇請に応じて、馴窓が自撰、編集したもの。永正11年(1514)4月に成立したか。内容は馴窓の和歌ばかりでなく、古くは万葉集から近くは東常縁・木戸孝範あたりまで、馴窓の和歌に関連した多くの和歌・連歌・注釈・説話を含み、家集としてはやや特殊なものともいえる。室町後期における関東の、和歌を中心とした文芸・文化について考えるうえに重要な資料とされる。」(『大観』第八巻、848頁)

○むさしのやはたなき空の五月雨にほりかねの井も名のみなりけり

遣遊集 五月雨 825(『大観』第九巻、129頁)

*遣遊集「本書は、延宝五年(1677)、松永貞徳の二五回忌にあたり、和田以悦ら二、三の門人によって編まれた貞徳の家集である。」「貞徳は、元亀二年(1571)連歌師松永永種の次男として生まれ、承応二年(1653)11月15日、83歳で没した。」(『大観』第九巻、772頁)

○ゆく水の すみだ河原の しもつ瀬に 住むなる鳥の み空ゆく つばさなければ
おのが名の 都こひつつ あら玉の 年をあまたに 過しきぬ いでやむかしへ
鳥が啼く あづまのはての 鄙にして 其国ぶりを うたへりし ためしあればと
むさし野の あら野のすゑに かりつめし ことの葉ぐさの いかなれば 天つく
もるの

あなたまで きこえあげけむ しづたまき 賤しき身をも すてまさぬ おほせか
しこみ

逃水の にげかくるべき よしなくて ほりかねの井の 深くしも おもひめぐら
し

ふづくえに よるとはすれど おのが身の 老のさがさへ くははれば わななか
れぬる

水ぐきの おぼつかなさも こつみよる 汀になれて 玉かづく 淵だにしらぬ
すさびをば いかはがせまし しかはあれど かかる御世にし ながらへて 此一
ふしに

あひにける わが身のさちを 何にたぐへむ

うけらが花初編 反歌 1576(『大観』第九卷、524頁)

*うけらが花初編「加藤(橘)千蔭著。」「加藤千蔭(1735~1080)は江戸の人。町奉行所与力加藤枝直の子で家職を継いだ。父枝直は歌人としてみ名高く、千蔭は初め歌をこの父に学び、のち、父の友人賀茂真淵に入門して村田春海とともに江戸派歌壇の中心人物となった。」(『大観』第九卷、786~787頁)

- 23 『太平記』卷第十、○新田義貞謀叛事付天狗催越後勢事、「高時重ねて大軍を送り、義貞を討つ、分陪河原の合戦、義貞敗る」

「義貞ハ敵ニ荒手ノ大勢加リタリトハ不二思寄一。十五日ノ夜未レ明ニ、分陪ハ押寄テ時ヲ作ル。鎌倉勢先究竟ノ射手三千人ヲ勝テ面ニ進メ、雨ノ降如散々ニ射サセケル間、源氏射タテラレテ駈エズ。平家はニ利ヲ得テ、義貞ノ勢ヲ取籠レ餘トコソ責タリケレ。新田義貞退兵ヲ比勝テ、敵ノ大勢ヲ懸破テハ裏ヘ通り、取テ返テハ喚テ懸入、電光ノ如レ激、蜘蛛・輪違ニ、七八度ガ程ゾ當リケル。サレドモ大敵而モ荒手ニテ、先度ノ恥ヲ雪メント、義ヲ専ニシテ闘ヒケル間、義貞遂ニ打負テ堀金ヲ指テ引退ク。其勢若干被討テ痛手ヲ負者數ヲ不知。其日聽テ追テバシ寄タラバ、義貞爰ニテ被レ討給フベカリシラ、今ハ敵何程ノ事カ可有、新田ヲバ定テ武蔵・上野ノ者共ガ、討テ出サンズラント、大様ニ憑テ時ヲ移ス。是ゾ平家ノ運命ノ盡ヌル處ノシルシ也。」岩波日本古典文学大系『太平記』一、326~327頁

- 24 拙稿「『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』記載「比企判官旧地」について」(注1)。

- 25 『埼玉叢書第三』所収「武蔵国比企郡岩殿山正法寺千手観世音別當奉仕系圖」として収められている内の正存院関係の系図中にある照徳に関する注記。

「天子江戸に下上して改めて東京と云ふ。年號を明治と改む。御朱印地に租税を附す。此時重観山、兩新井裏山所々拂下で其れより政府規則一變し一般社寺取調べ復職なさしむ。正存正學は復職致さず。理音院は復職す。児玉昇平、修験本山聖護院は一廢に及び、天台宗三井寺へ歸入し、明治九年五月九日權訓導となる。」(原文は「重観山」)

- の後の一箇所に読点があるだけなので、全体的に句読点を補った。）
- 26 山中襄太『地名語源辞典』（昭和43年5月、校倉書房）（新井、新居）。
- 27 〈「新井」の名称が井戸の存在からきたと伝える事例〉
 ○東京都中野区新井：「妙正寺川南岸の台地上に位置する。足利持氏の家臣矢田義泉の一族が、応永13年9月、野地の開拓を行い、同20年梅原郷主左衛門が初めて住み、村中の共用の井戸を新しく掘ったことから、新井村となったという（武州多摩郡新井荳草別調／窪寺家文書）。」『角川日本地名大辞典、東京都』（角川書店）68頁
- 28 〈新と荒とが相互転換する事例〉
 ○東京都大田区新井：「室町期に見える地名。荒藺とも書く。荏原郡に属す。地名の由来については、藺草の産地説（大田区地名考）、荒波の寄せる荒磯説（大森区史）、新開の用水路説（鏡味完二：日本の地名）、親村から分かれた新村・新居説（地名語源時点）などがある。文明18年10月道興准後の「廻国雑記」に「あらいと見える所にて」と詞書きして「蘆まじりおふるあらるの打ちなびき波にむすべる岸の松風」とある。」『角川日本地名大辞典、東京都』（角川書店）68頁
 ○東京都日野市新井：「荒井とも書く（田園簿）。北端を多摩川、中央を浅川が流れる。「新編武蔵」に「此地名は中古より唱え来れるにや、其比は郷名などの如く、ひろく是地名をよびしと見ゆ」とあり、永禄年間高麗豊後守・同越前守等の子孫がこの辺のことを書いた略図に、程久保谷から平山までの間を「あら井」と呼び、また川辺堀之内なども「あら井」のうちとし、谷保村と新井の境は川（多摩川）をもって限ると記しているという。」『角川日本地名大辞典、東京都』（角川書店）69頁
 ○埼玉県白岡町荒井新田：「新井新田とも書く。県東部、元荒川と星川の間に位置する。」『角川日本地名大辞典、埼玉県』（角川書店）83頁
 ○埼玉県吉見町荒井新田：「近世江戸期～明治8年の新田村名。新井新田（元禄郷帳）とも書く。」『角川日本地名大辞典、埼玉県』（角川書店）83頁
- 29 拙稿「武蔵国比企岩殿山縁起の基礎的考察」（注1）。
- 30 2007年2月2日、望月地区を歩いた時、竹田万継氏から伺ったものである。この事に関して、南新井地区から悪いものがやっこないように、6～7月頃（日取りは区長が決めるとのこと）、男女が交わった形の人形を家の隅々につるして魔よけにする風習があるとの話を聞いている。なお、『東松山市史 資料編第5巻、民俗編』（昭和58年7月）では、「竹の先に祈祷札や藁の笠や男女の性器を付け、辻に立てるのをフセギという。疫病や不作を起こすものは街道や辻を通して来ると信じていた。そこで呪いの札や藁細工を飾って、外敵を防ぎ、村人の安全と豊作を願ったものである。」（299頁）という民俗行事を伝えている。後本宿・宿青鳥・下押垂・葛袋・谷中・下青鳥・上唐子・東平・大岡などの例が挙げられているが、望月の事例には言及していない。